

函館市とデジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社
との連携協定書

函館市（以下「甲」という。）とデジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が函館市内に拠点を構築し、甲がその進出を支援することで、地域における雇用の場の創出に努めるとともに、甲および乙が相互に連携し、協働して活動を推進することにより、地域の活性化に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、互いに協力するものとする。

- (1) ICT人材等の雇用創出や育成に関すること。
- (2) DXの推進に関すること。
- (3) その他、甲、乙の協議により決定した事項。
- (4) 乙は、前条の目的を達成するため、地域企業、教育機関、研究機関等関係機関との連携、協力を努める。
- (5) 甲は、乙が前各号に掲げる事項を円滑に実施できるように、積極的に支援し、および乙が地域企業、教育機関、研究機関等関係機関と連携できるように協力する。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項について甲乙協議の上、協力して取り組む。

（秘密の保持）

第3条 甲および乙は、本協定に基づく連携および協力を行う上で、互いに知り得た情報を善良なる管理者として注意義務をもって慎重に保管および管理し、本協定の有効期間および期間終了後においても、第三者に開示し、漏えいしないものとする。

（個人情報の取り扱い）

第4条 甲および乙は、個人情報の取り扱いについては、法令等を遵守し、適正に管理しなければならない。

（本協定書の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定の締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 前項に規定する協定の有効期間中であっても、甲乙協議のうえ本協定の内容を変更することができる。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めがない事項または本協定の条項の運用に当たり疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有する。

令和5年 12月7日

甲 北海道函館市東雲町 4-13
函館市
市長

大泉潤

乙 東京都中央区八丁堀 4-5-4
FORECAST 桜橋5階
デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社
代表取締役社長

市川聡